

現 場 説 明 書

国立青少年教育振興機構

工 事 名 国立妙高青少年自然の家 第二野外炊事場東屋新営工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課		
課 長	施設管理課	担 当

- 1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 第二野外炊事場東屋新営工事
- 2 工事場所 新潟県妙高市大字関山 6 3 2 3 - 2 (国立妙高青少年自然の家構内)
- 3 完成期限 令和 7 年 8 月 8 日 (金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・ 設ける (号) ○ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (m ²)	1 0 内 外	2 0 内 外	3 5 内 外	6 5 内 外	1 0 0 内 外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着 工 前 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

{	○ 提出する。
	・ 提出しない。

工 程 表

☐ 提出する。
☐ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

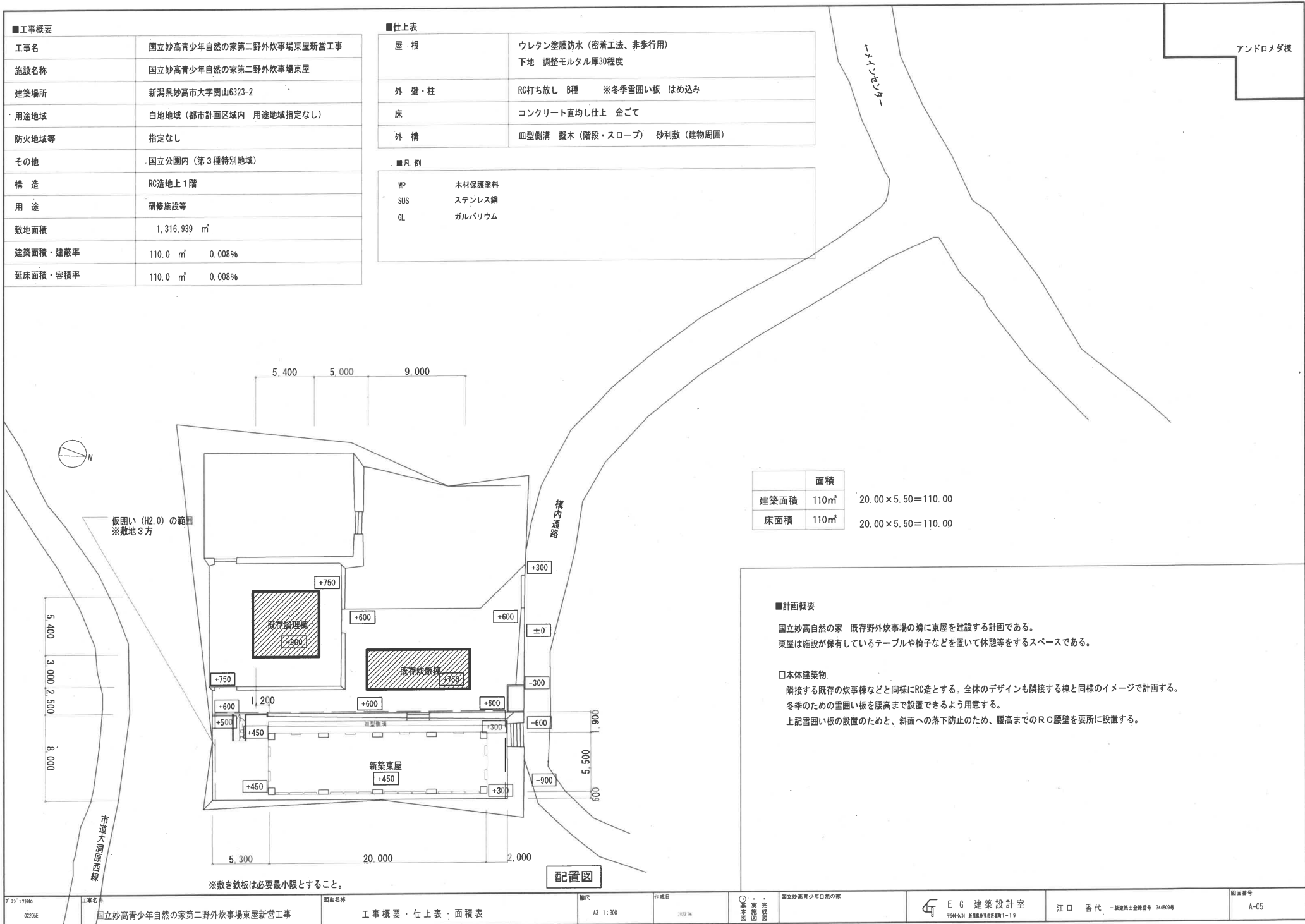
目 录

[illegible]

Form with multiple sections for construction specifications, including materials, dimensions, and performance requirements. The form is organized into columns and rows, with various tables and text blocks for detailed specifications.

02025E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第2野外炊事場東屋新営工事	設置名称 特記仕様書 03	概尺 3000 66	作成日 2003.06	基本 図 完成 図	国立妙高青少年自然の家	EG 建築設計室 〒944-0234 新潟県妙高市足尾町1-1-5	江口 香代 一般建築士登録番号 34493号	A-03
--------	----------------------------------	------------------	---------------	----------------	--------------------	-------------	--------------------------------------	------------------------	------

7'0" x 17'10"	工事名称	国産名産	縮尺	作成日	完成 年月日	設計者 氏名・職名	建築設計室 EGG 〒168-0091 東京都豊島区西池袋1-1-1 TEL:03-5561-1111 FAX:03-5561-1112	江口 香代	一級建築士登録番号 344309号	A-04
025952	岡谷姉高寮・少年自然の家第2・野外炊事場・車庫新築工事				2023.06					



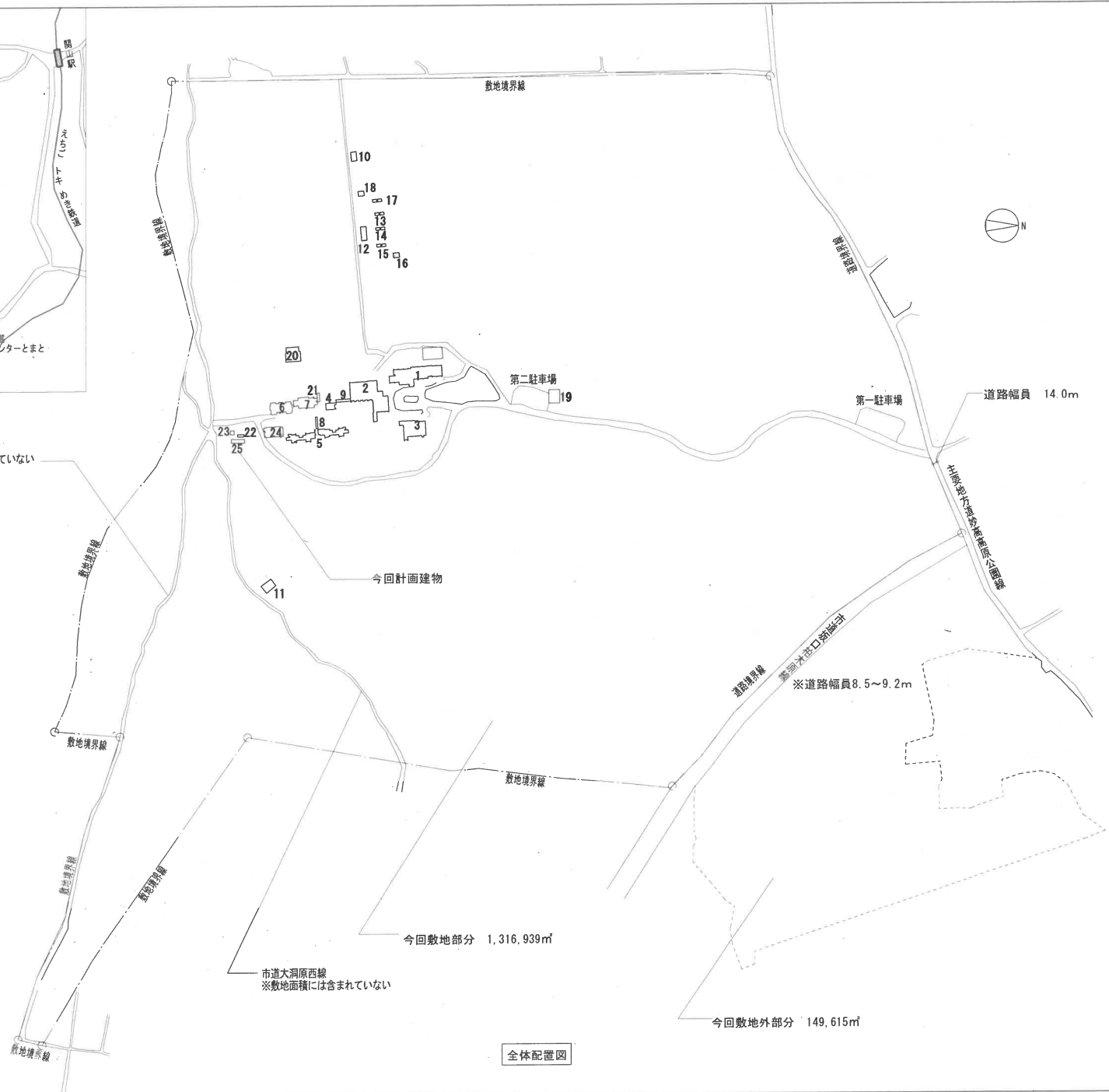
案内図



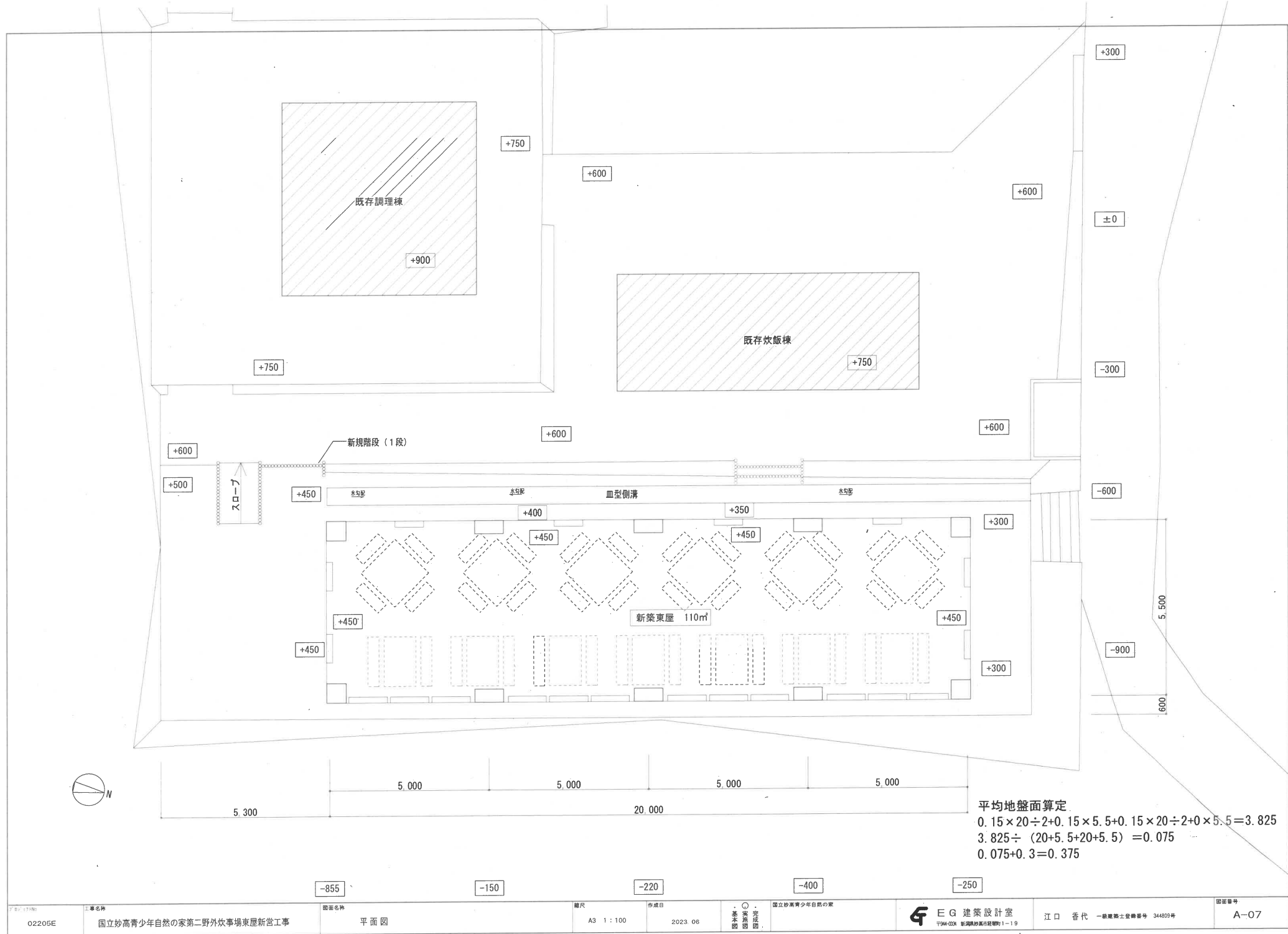
敷地内建築物一覧

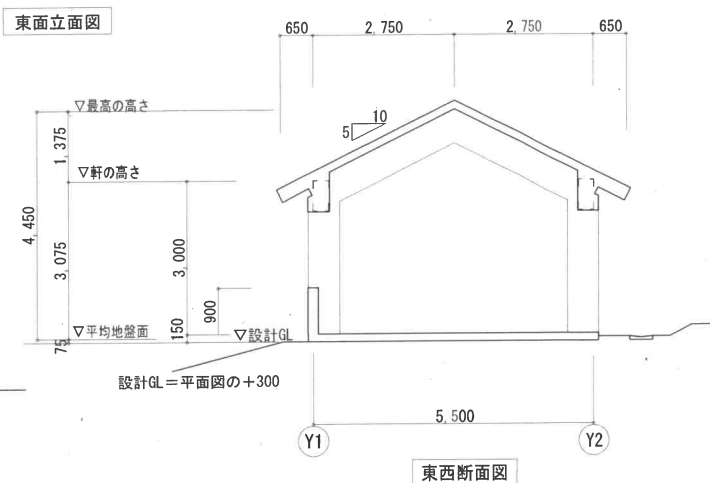
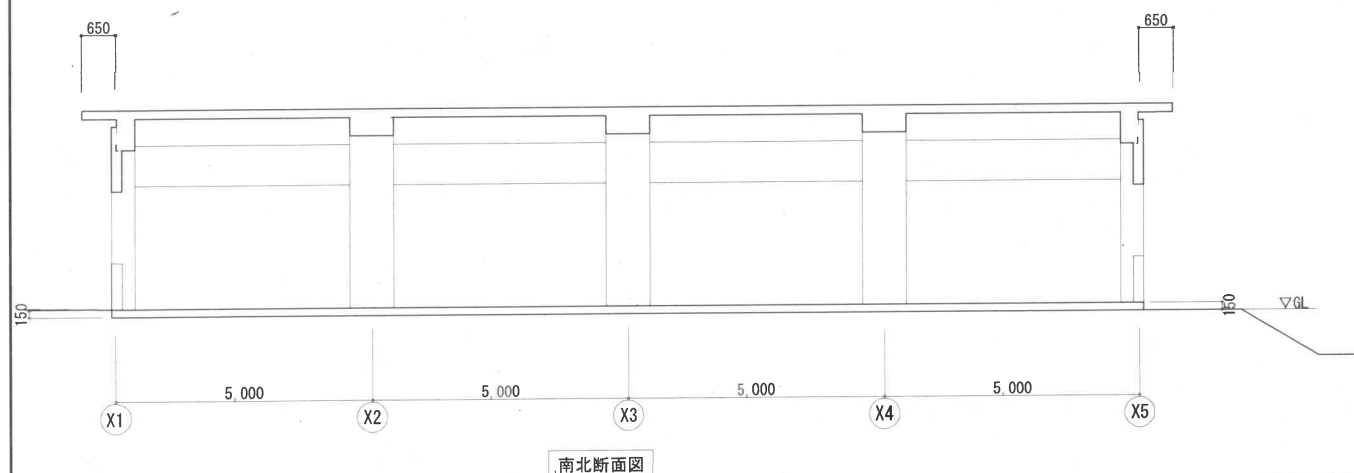
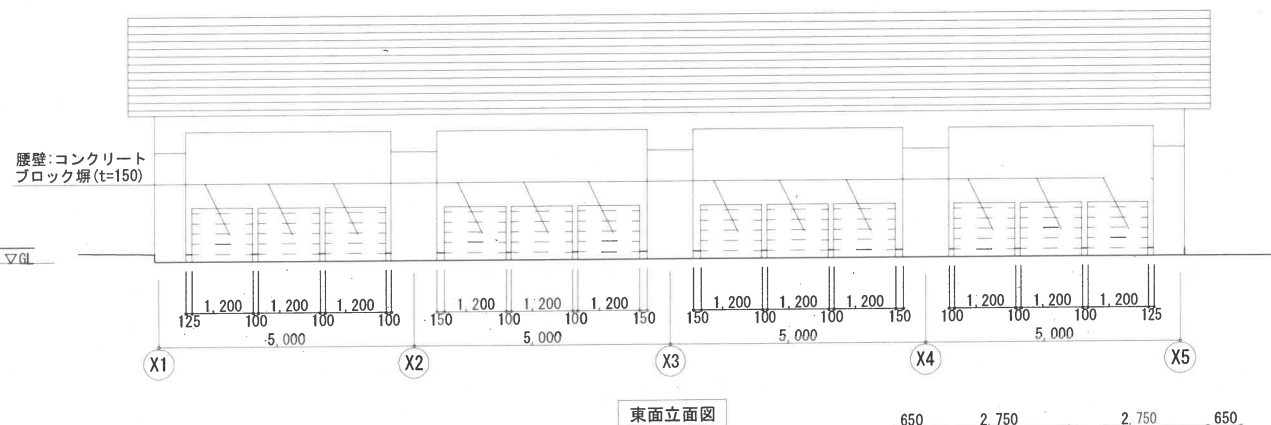
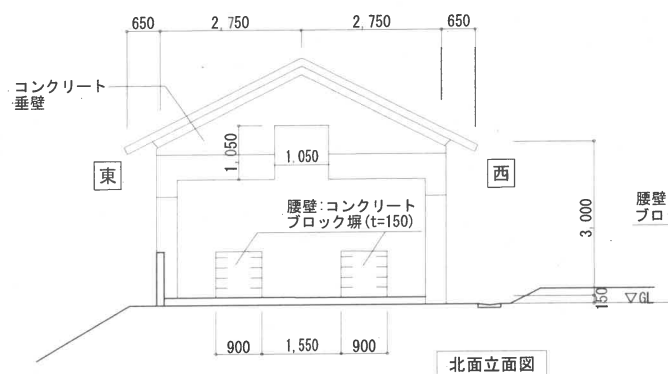
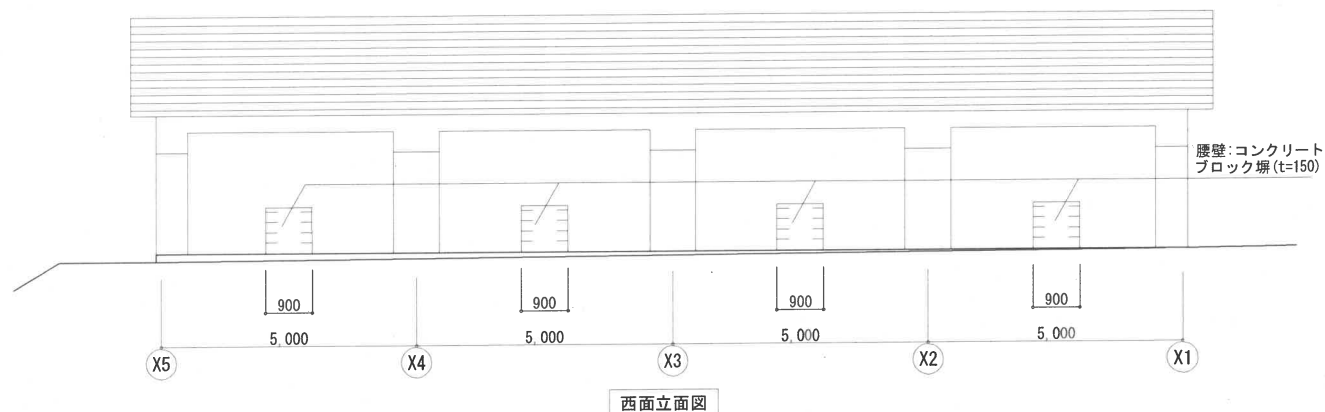
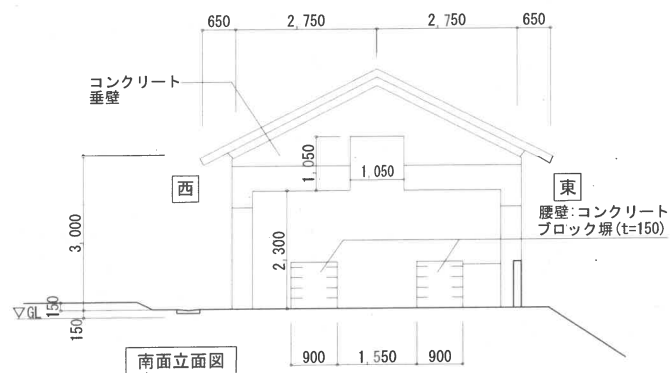
建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1 サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2 コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,702
3 プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,865
4 なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5 アト・ミタ・カサベア棟	RC造	3	410	1,867
6 ペルセウス棟	RC造	2	371	806
7 オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8 渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9 渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10 受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11 浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12 メインロτζ	RC造	2	168	363
13 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16 野外便所	RC造	平屋	62	62
17 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18 野外便所	RC造	平屋	62	62
19 車庫棟	RC造	2	198	239
20 スパルホール	RC造	2	336	392
21 連絡通路	RC造	平屋	37	37
22 第2野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23 第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24 ふれあい棟	RC造	2	352	745
25 東屋 (今回計画)	RC造	平屋	110	110
合計			7,323	13,704
			建ぺい率 0.56%	容積率 1.04%

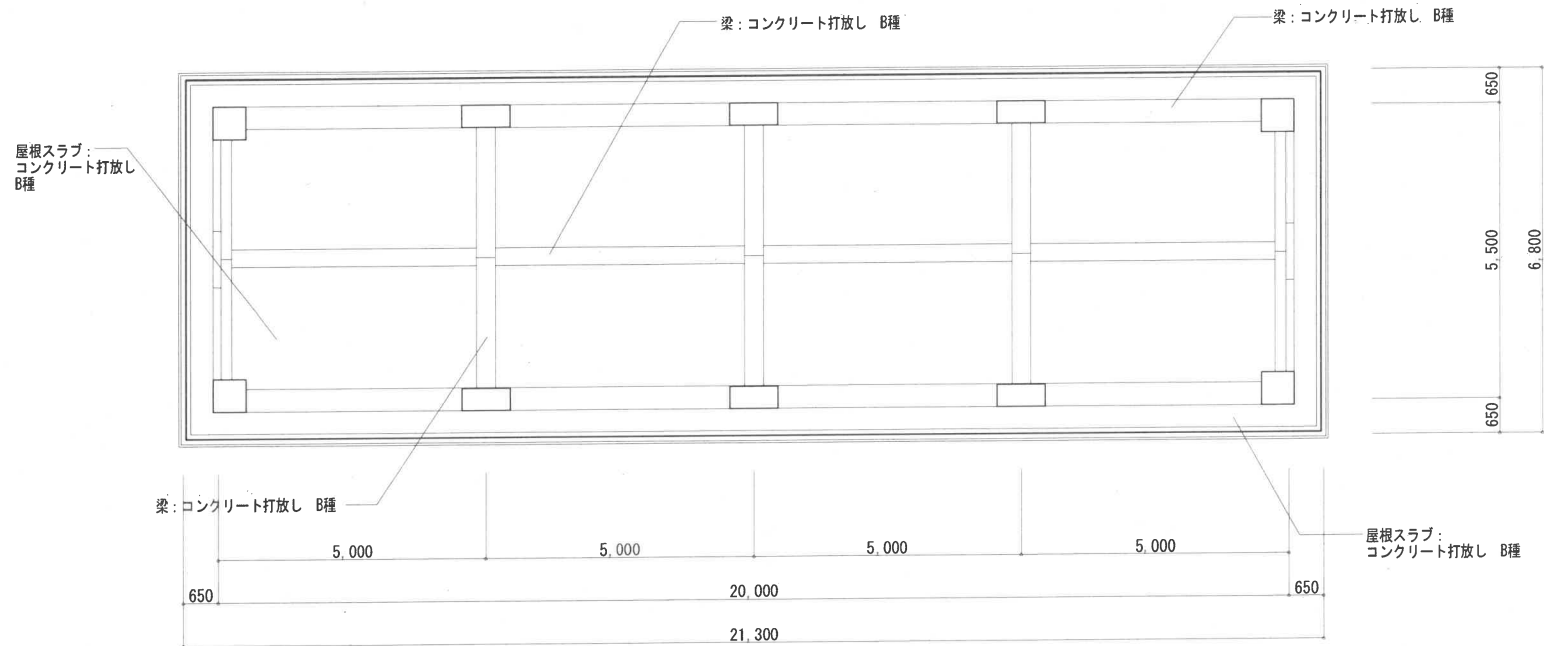
市道坂口五最線
※敷地面積には含まれていない



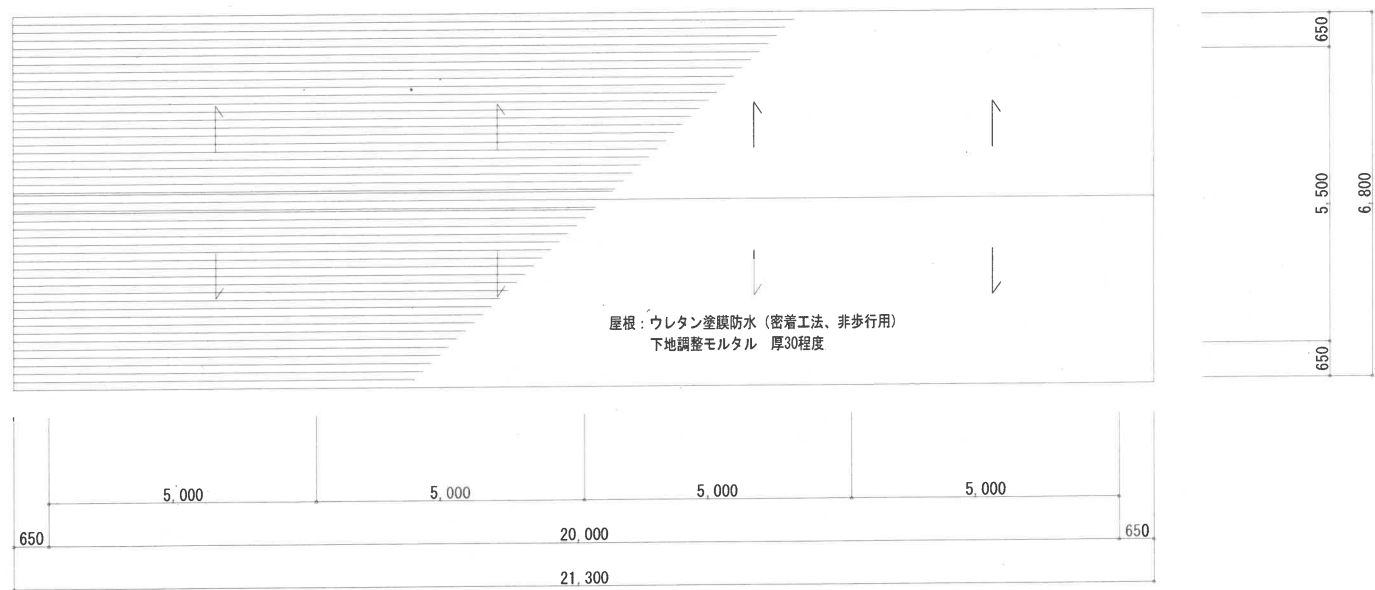
全体配置図





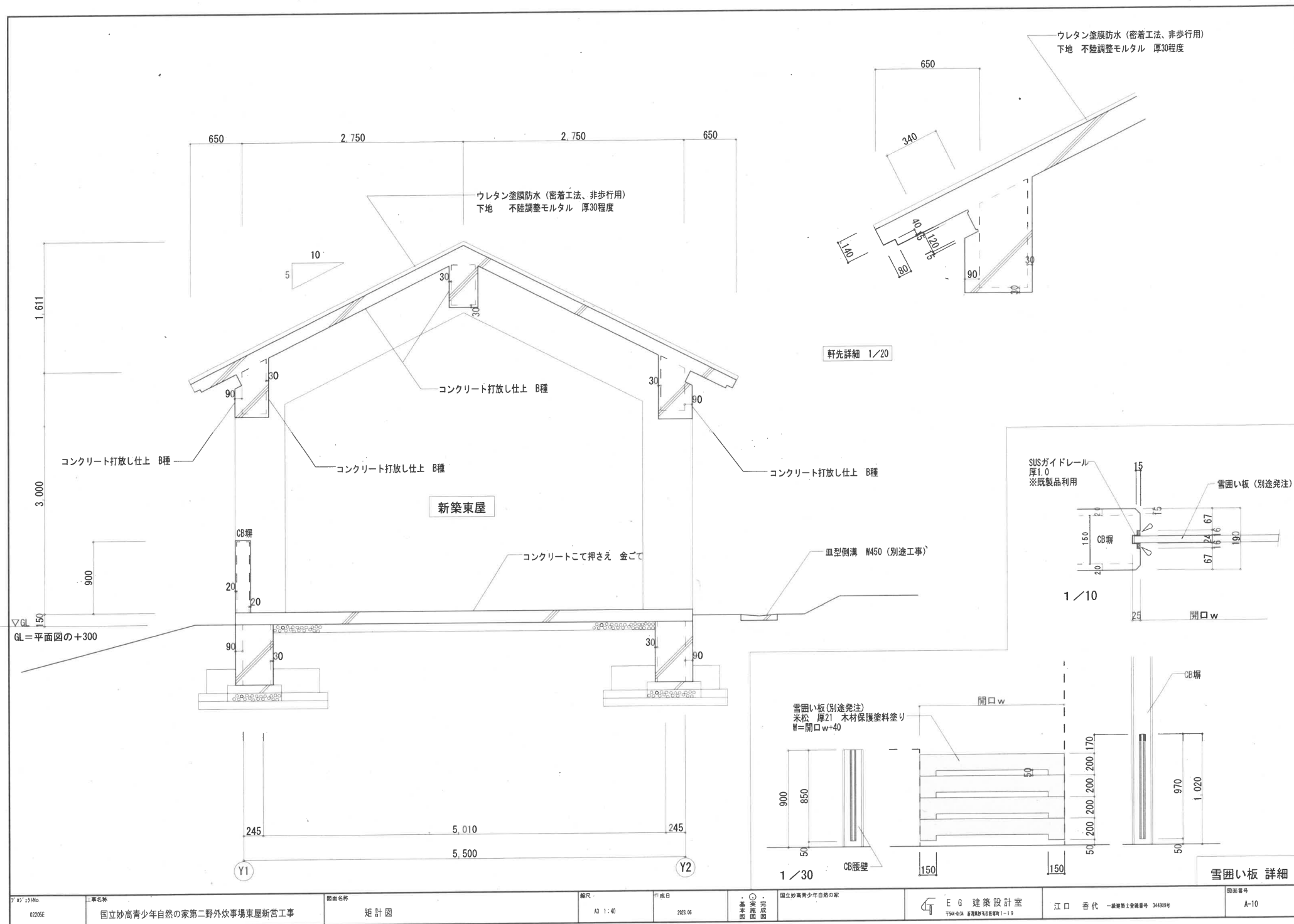


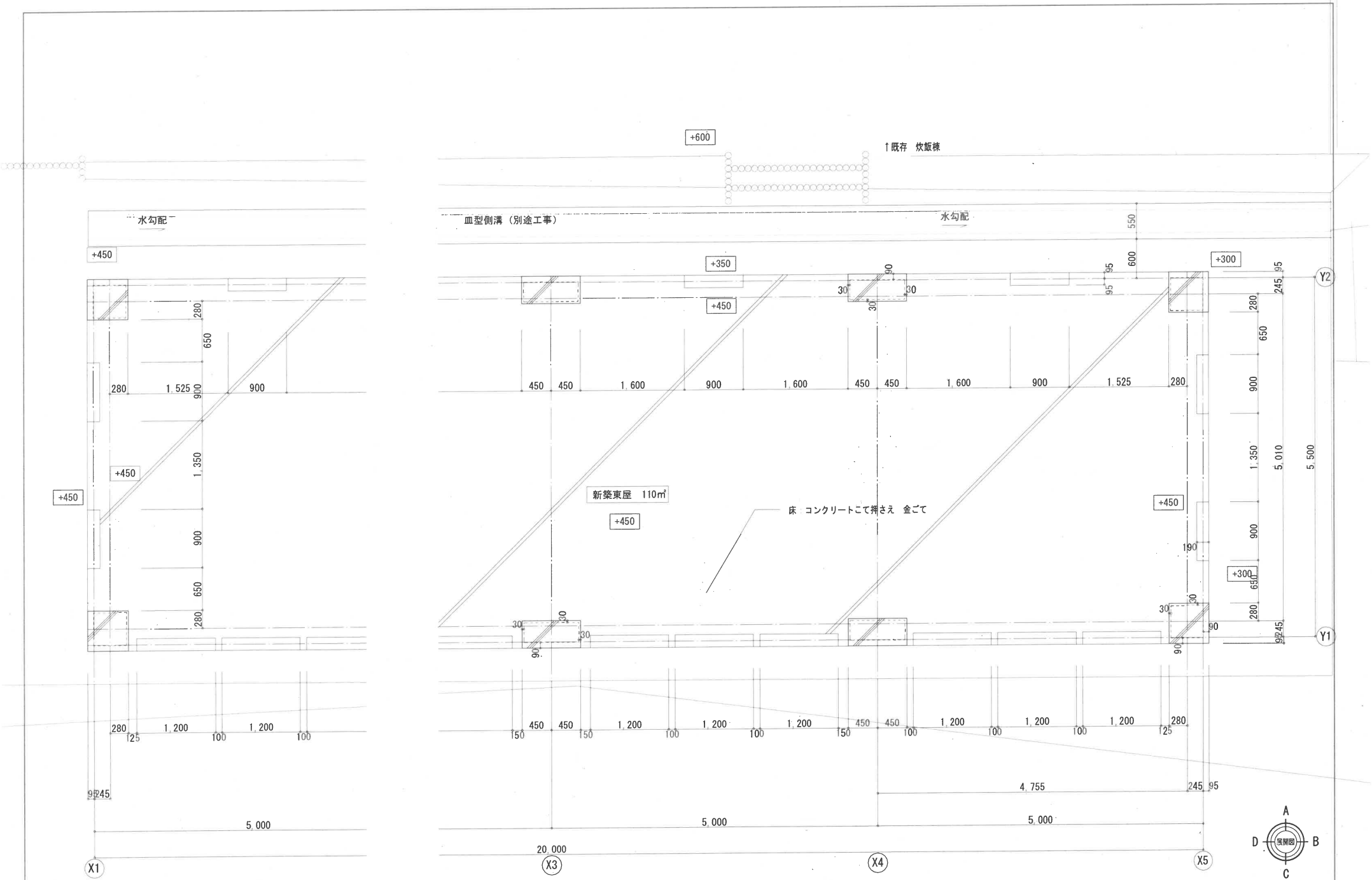
天井伏図

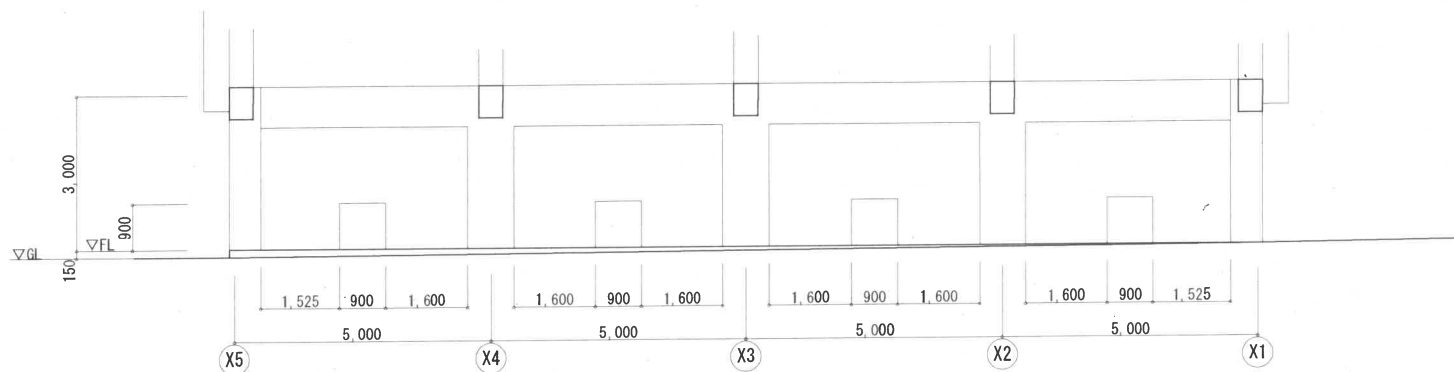


屋根伏図





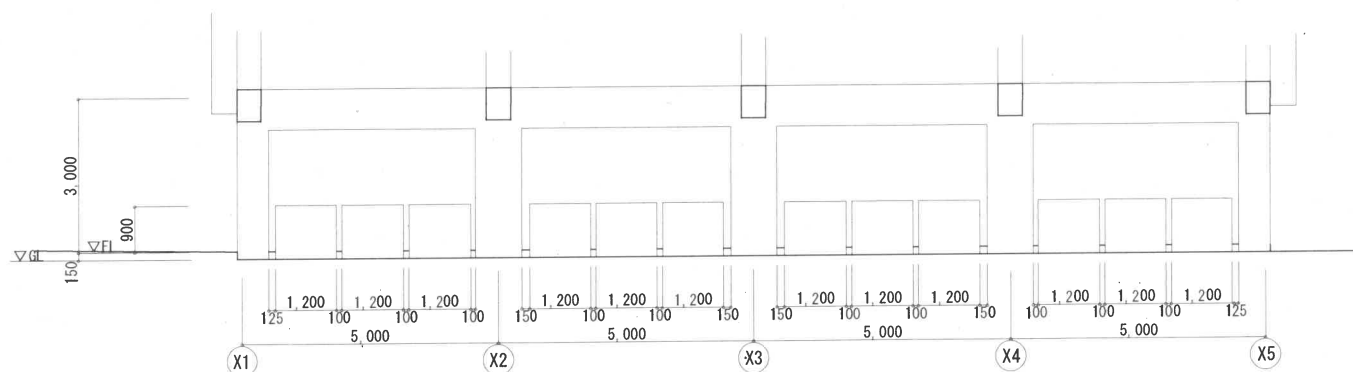




A 面



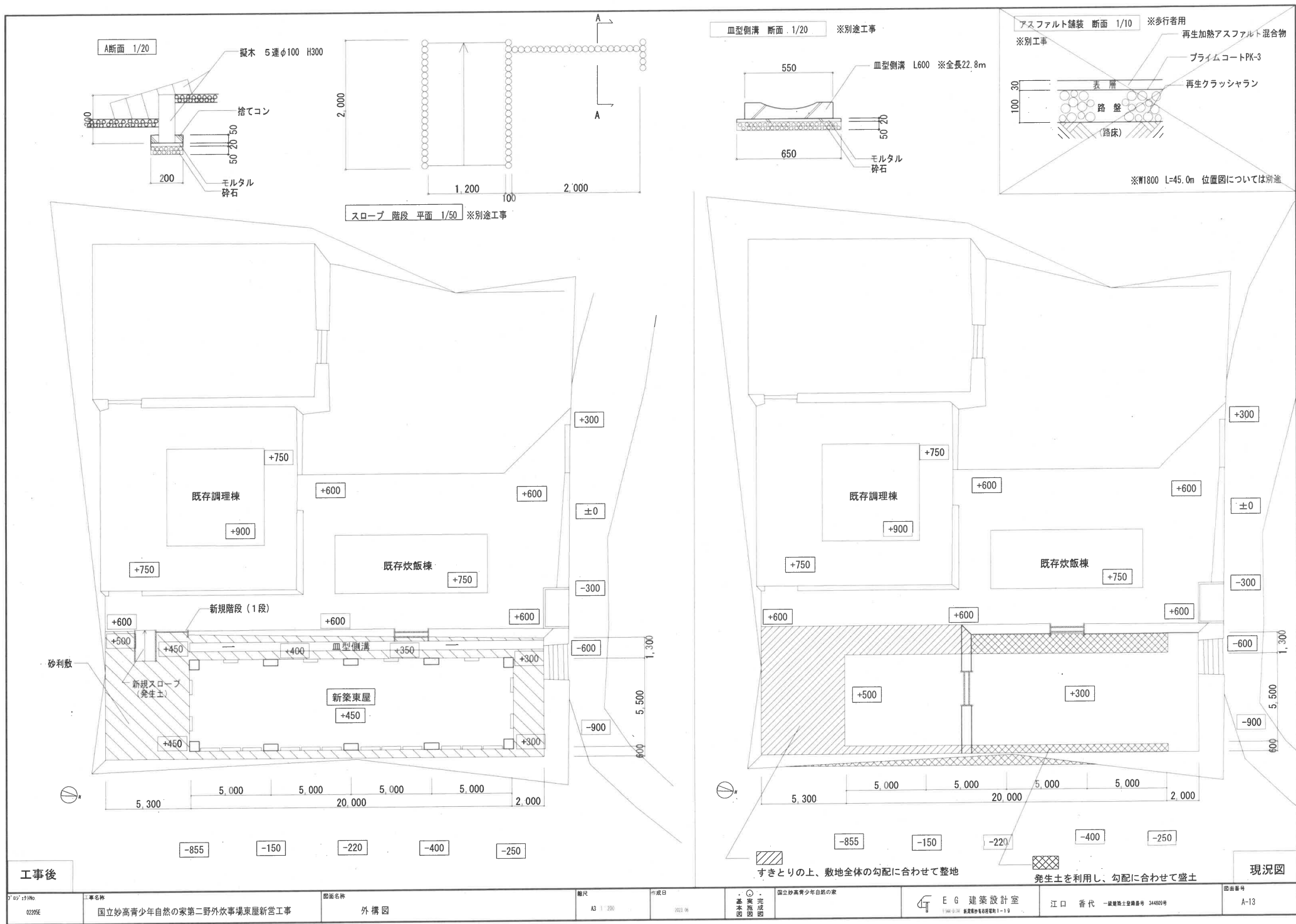
B 面



C 面



D 面



新構造設計特記仕様 その2

※特記箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5 2018 による。

(a) コンクリートの仕様

■ 仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が30N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5の3節～11節を適用し、30N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める関係管理強度以上とし、発注するレディミキストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大目認定を受けた製品を用いる必要がある。

■ 軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度 (N/mm²) に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 F_c	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS5での区分	普通コンクリート										高強度コンクリート				

表9.2 レディミキストコンクリートのJIS規格品

関係管理強度 (N/mm ²)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
呼び強度 (JIS規格品)	21	24	27	30	33	36	39	40	42	45	50	55	55	60	※

※印は規格外

(b) 品質と施工

- 構造体の計画使用期間の最長は特記による。特記が無い場合は標準とする。
 - 標準 □ 長期 □ 超長期
- (本仕様書では計画使用期間の最長は、「短期」を想定していない。)
- コンクリートは JIS A 5308 (レディミキストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品とする。
- 設計基準強度が30N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディミキストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二項によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディミキストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技術またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調査・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スラブまたはスラブフローで表し、設計基準強度が30N/mm²以下33N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし、設計基準強度が30N/mm²超 45N/mm²未満の場合はスランプ21cm以下またはスラブフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm²以上の場合はスランプ23cm以下またはスラブフロー60cm以下とし、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0.3%以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が25℃未満の場合は120分、25℃以上の場合は90分とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間ほどコンクリートの温度が2度を下回らないようにし、セメントの種類に応じて調整する。

(c) 関係および構造体コンクリート強度

- コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) もしくはJIS A 1107 (コンクリートからのコアの採取方法) による。
- 1) 高強度コンクリート
 - 関係強度を求めるための基準とする材料は、特記による。特記のない場合は 28日とする。
 - 構造体コンクリート強度を確保する材料は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
 - 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
 - ① 標準養生した供試体による場合、関係強度を定めるための基準とする材料において、関係管理強度以上とする。
 - ② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を確保する材料において、設計基準強度に3N/mm²を加えた値以上とする。
- 関係管理強度は、以下による。

$$nF_c = F_c + aS_c \quad (N/mm^2)$$

$$F_c = \text{高強度コンクリートの関係管理強度 (N/mm}^2\text{)}$$

$$aS_c = \text{高強度コンクリートの設計基準強度 (N/mm}^2\text{)}$$

$$S_c = \text{高強度コンクリートの構造体強度補正値で JASS5 による。}$$

- 関係強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

$$nF_c \geq nF_c + 1.73\sigma_n \quad (N/mm^2)$$

$$nF_c \geq 0.85 nF_c + 3\sigma_n \quad (N/mm^2)$$

$$nF_c = \text{高強度コンクリートの関係強度 (N/mm}^2\text{)}$$

$$\sigma_n = \text{高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm}^2\text{) で、レディミキスト}$$

$$\text{コンクリート工場の変異による。実績がない場合は、0.1(f}_{\text{ck}}\text{)}\text{とする。}$$

(2) 普通コンクリート

- 関係強度を求めるための基準とする材料は、原則として 28日とする。

- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験時期 (日)	判定基準
標準養生 (ア)	28	$X \geq F_c$
コア (イ)	91	$X \geq F_c$

ただし、X: 1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm²)F_c: コンクリートの関係管理強度 (N/mm²)F_q: コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

- (注) (1) 早期試験において試験を行い、合格判定基準を満たした場合は、合格とする。

- (2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当たらない場所で、乾燥しないように養生して保管することができる。

- 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることできる。

- その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値が関係管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

- コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることできる。

- その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日における3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

- 関係管理強度は、以下による。

$$F_c = F_c + aS_c \quad (N/mm^2)$$

$$F_c = \text{コンクリートの関係管理強度 (N/mm}^2\text{)}$$

$$aS_c = \text{コンクリートの品質基準強度 (N/mm}^2\text{)}$$

- S_c: 標準養生した供試体の材齢 n 日における圧縮強度と構造体強度補正値 (N/mm²)

- 関係強度は標準養生した供試体の材齢 n 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

$$F_c \geq F_c + 1.73\sigma$$

$$F_c \geq 0.85 F_c + 3\sigma$$

- F_c: コンクリートの関係強度 (N/mm²)

- σ: 使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm²) で、レディミキストコンクリート工場の変異による。実績のない場合は、2.5N/mm²、または、0.1f_{ck} の大きい方の値とする。

- 関係管理強度は、以下による。

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で (一財) 国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真 (カラー) を保管し、工事監理者の承認を得る。測定装置の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一材料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。

- スラブの許容値は普通コンクリートの場合、スラブが8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm (呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm) とする。

- 高強度コンクリートの場合は、スラブが18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スラブフローの許容値は、目標スラブフローが50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。

- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢28日で行い、1回の試験は、打込み区ごと、打込み目ごと、かつ150㎡またはその数値ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。

- 高強度コンクリートでは、打込み目かつ300㎡ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の3台のトラックジャゲータから採取した合計9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。

- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み区ごと、打込み目ごと、かつ150㎡またはその数値ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1個ずつ採取した合計3個の供試体を用いる。

- 高強度コンクリートでは打込み目、打込み区ごとかつ300㎡ごとに行う。検査には適当な間隔をあけた任意の3台のトラックジャゲータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。

- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。

- 構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c) 関係および構造体コンクリート強度による。

- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取組要綱」第4条の試験機関で行うこと。

- 試験、検査機関 (都知事登録 号)

- 代行業者 (登録番号 号)

- 代行業者とは、試験、検査に伴う業務を代行するものを言う。

- (d) 検査

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で (一財) 国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真 (カラー) を保管し、工事監理者の承認を得る。測定装置の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一材料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。

- スラブの許容値は普通コンクリートの場合、スラブが8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm (呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm) とする。

- 高強度コンクリートの場合は、スラブが18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スラブフローの許容値は、目標スラブフローが50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。

- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢28日で行い、1回の試験は、打込み区ごと、打込み目ごと、かつ150㎡またはその数値ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。

- 高強度コンクリートでは、打込み目かつ300㎡ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の3台のトラックジャゲータから採取した合計9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。

- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み区ごと、打込み目ごと、かつ150㎡またはその数値ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1個ずつ採取した合計3個の供試体を用いる。

- 高強度コンクリートでは打込み目、打込み区ごとかつ300㎡ごとにを行う。検査には適当な間隔をあけた任意の3台のトラックジャゲータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。

- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。

- 構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c) 関係および構造体コンクリート強度による。

- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取組要綱」第4条の試験機関で行うこと。

- 試験、検査機関 (都知事登録 号)

- 代行業者 (登録番号 号)

- 代行業者とは、試験、検査に伴う業務を代行するものを言う。

(2) 鉄筋

(a) 施工

- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋棒は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋棒) に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術指針を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重なり長さ、定着長さには「新鉄筋コンクリート構造設計指針(四) (1) (3)」による。
- 鉄筋の継手は重なり継手、ガス圧継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件および仕様・等級	鉄筋の径			使用箇所
		(1) 引張り最小部位	(2) (1)以外の部位 (注)		
■ 重ね継手	標準による	A 級	B 級	S 級	□ D (16) 以下
■ 圧接継手	□ 告示1463号第2項各号	□	□	□	□ D (19) 以上
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□	□	□ D () 以上
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D () 以上

注) (1) 以外に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・認定書を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって「鉄筋継手使用基準 (建築物の鉄筋構造技術指針要綱 2020)」により検討した材料の条件・仕様によること。

■ 機械式継手および圧接継手および溶接継手は (公社) 日本鉄筋継手協会 (鉄筋継手工事標準仕様書) による他、所要の品質が得られるよう工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者の承認を受ける。

■ ガス圧接の施工は、強風時または雨降時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。

■ 圧接技量検査者は、(公社) 日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格証明書で工事監理者に提出し、承認を受ける。

□ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取付けた定着金物を用いる。

(b) 検査

- i) 鉄筋の種類・径の検査
 - 鉄筋納入時に鉄筋の種類と径をミルシート、ロールマーク、結束ごとの表示で確認し、必要に応じて径は計測する。
- ii) 配筋の検査
 - 鉄筋の数量、材質、加工形状、配置、間隔、継手と定着の位置と長さ、カットオフ長さ等を目視・又は計測で確認する。
- iii) 鉄筋継手部の検査
 - 各継手工法ごとの検査は平成12告示1463号による他、具体的な検査方法は、(公社) 日本鉄筋継手協会仕様書で参照のこと。

表9.5 鉄筋継手部の検査 (検査結果は工事監理者に報告すること)

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量	試験方法
圧接継手	■ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	■ 超音波探傷検査	採取り1検査ロット当たり (30) 箇所又は () %	JIS Z 3062:2014による
	□ 引張試験による検査	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 3120:2014による
溶接継手	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	□ 超音波探傷検査	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRIS 0005:2017による
	□ 引張試験による検査	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による
機械式継手	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	□ 超音波探傷検査	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRIS 0003:2017による
	□ 引張試験による検査	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による

注) 1 採取り1検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手継手で200箇所程度とする。

注) 2 ガス圧接部分の検査は超音波探傷検査によって行う場合、数ロットについては引張試験も併用し、1回の引張試験は超音波探傷検査に合格した部位から採取した3本以上とする。

※外観検査の実施は次のように。(必要に応じて測定器具等の検査機器を用いること)

表9.6 外観検査の要領

自主検査	受入検査		工事監理者	備考
	検査機関	施工者		
□ 全数	全数	()	()	
■ 全数	超音波探傷又は超音波測定検査実施部位	検査機関による	()	
□ 全数	一	全数	()	
□ 全数	採取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	()	()	

- 引張試験を行う試験機関、非破壊試験を行う検査機関は、建築主、工事監理者、又は施工者が自ら指定した機関とする。

- 試験機関は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取組要綱」第4条の試験機関、検査機関は同要綱第5条の検査機関とする。

試験機関名 (都知事登録 号)

検査機関名 (都知事登録 号)

(3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.7に規定する設計かぶり厚さより10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の気象・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.7以上の値とする。

表9.7 設計かぶり厚さ (単位: mm)

構造体の計画使用期間の最長	構造の種類	標準		超長期	
		屋内	屋外 (2)	屋内	屋外 (2)
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部分	30	40	40	50
	計画使用期間中に維持保全を行う部材 (1)	30	40	(30)	(40)
道路に接する柱・梁・壁・床および基礎の立上り部分、機盤の壁部分		50			
基礎、機盤の基礎・虎籠		70			

注) (1) 計画使用期間の最長が超長期で計画使用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。

(2) 計画使用期間の最長が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕方を施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを10mm減じることができる。

- 完成した構造体の各部位における最外縁部のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

- コンクリート構造体に脱炭酸地、施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面手法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記よりならなくとも良い。

(4) 型枠

- 型枠および保工の存続期間は、下表による。

表9.8 型枠存続回数 昭和46年建設省告示第110号 (最終改正: 令和元年国土交通省告示第203号)

部材	使用回数	せき板		支柱	
		スラブ、床下	スラブ	スラブ	床下
セメントの種類の種類	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
コンクリートの圧縮強度	10℃以上	2	3	4	6
	5℃~10℃	3	5	6	10
	5℃未満	5	8	10	16
	5℃未満	5	8	10	16

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- (2) 記号
 d …異形鉄筋の呼び名に用いた数値(径) D …部材の成、又は鉄筋内法直径
 ϕ …間隔 r …半径 $\odot$ …中心線 Q …部分防内法距離 h …部材間の内法高さ
 ST …あばら筋 $HOOP$ …帯筋 S $HOOP$ …横筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

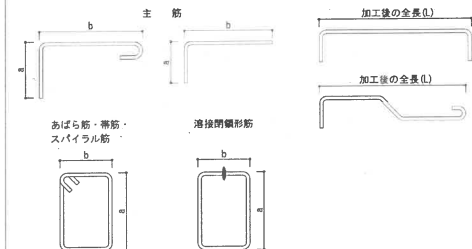
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
	180°	SD295	D16以下	3d以上
	135°	SD345	D19~D41	4d以上
	90°	SD390	D41以下	5d以上
	90°	SD490	D25以下	5d以上
	90°		D29~D41	6d以上

- [注] (1) d は呼び名に用いた数値とする。
- (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
- (3) スラブ筋、帯筋、壁筋の自由端側の先端で90°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
- (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
- (5) 折り曲げ内法直径を上記の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
- (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項目	符号	許容差
各加工寸法 ⁽¹⁾		
主筋	D25以下	a, b ±15
	D29以上D41以下	a, b ±20
あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b	±5
加工後の全長	L	±20

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、箱骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

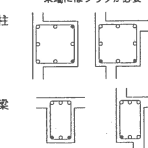


(4) 鉄筋のフック

a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。

- a. あばら筋、帯筋、および端止筋
- b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
- c. 柱、梁(基礎を除く)の出す部分
- d. および下地の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
- e. 単純梁の下端筋
- f. その他、本配筋標準に記載する箇所

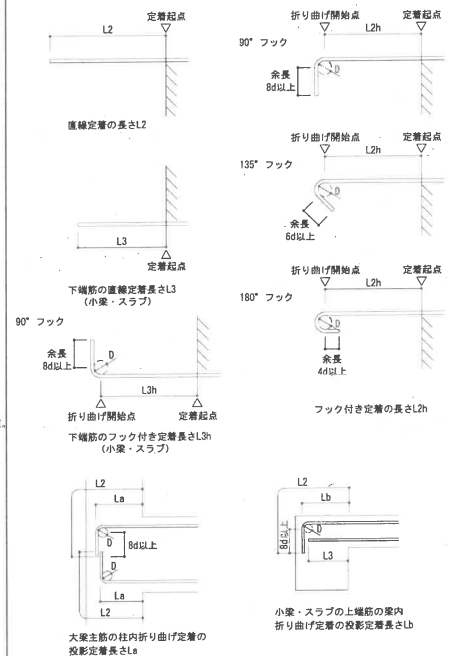
図の・印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必須



(5) 定着長さ (経量コンクリートでは5dを加算する。)

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	一般	定着長さ	小梁下端筋	スラブ下端筋
		L2	L3	L3h	L3
		(フックなし)(フックあり)	L4	(フックなし)(フックあり)	(フックなし)(フックあり)
SD295	18	40d	30d	20d	15d
	21	35d	25d	15d	15d
	24~27	30d	20d	15d	15d
	30~36	30d	20d	15d	15d
	39~45	25d	15d	15d	15d
	48~60	25d	15d	15d	15d
SD345	18	40d	30d	20d	20d
	21	35d	25d	20d	20d
	24~27	35d	25d	20d	15d
	30~36	30d	20d	15d	15d
	39~45	30d	20d	15d	15d
	48~60	25d	15d	15d	15d
SD390	21	40d	30d	20d	20d
	24~27	40d	30d	20d	20d
	30~36	35d	25d	20d	15d
	39~45	35d	25d	15d	15d
	48~60	30d	20d	15d	15d
SD490	24~27	45d	35d	25d	—
	30~36	40d	30d	25d	—
	39~45	40d	30d	20d	—
	48~60	35d	25d	20d	—

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さ $L2$ は、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
- (2) フック部の折り曲げ内法直径 D 及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
- (3) 梁主筋を柱へ定着する場合は、水平定着長さ $L2$ 確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長さを $L2$ 以上とするとともに、水平投影長さを $L4$ 以上とし、余長は $8d$ 以上とする。尚、 $L4$ の値は原則として柱径の3/4以上とする。
- (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長さは一般定着 $L2$ とする。

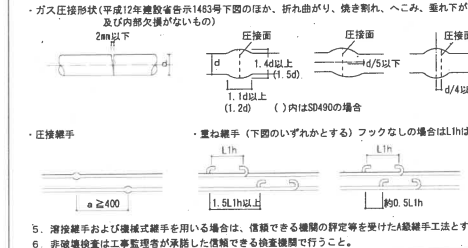


(6) 継手

■ 重ね継手 (経量コンクリートでは5dを加算する。)

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	重ね継手長さ
		L1 (フックなし) L1h (フックあり)
SD295	18	45d 35d
	21	40d 30d
	24~27	35d 25d
	30~36	35d 25d
	39~45	30d 20d
	48~60	30d 20d
SD345	18	50d 35d
	21	45d 30d
	24~27	40d 30d
	30~36	35d 25d
	39~45	35d 25d
	48~60	30d 20d
SD390	21	50d 35d
	24~27	45d 35d
	30~36	40d 30d
	39~45	40d 30d
	48~60	35d 25d
SD490	24~27	55d 40d
	30~36	50d 35d
	39~45	45d 35d
	48~60	40d 30d

- [注] (1) 表中の d は、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
- (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方の d による。
- (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。
- 継手に関する注意
1. 継手位置は、力のかかりの位置に設けることを原則とする。
2. D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
3. 鉄筋径 d の差が7mmを超える場合は、圧接とはならない。
4. ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

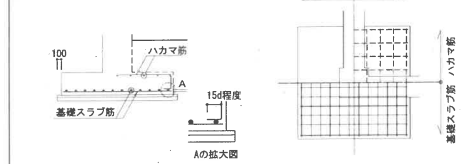


5. 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の認定を受けたA級継手工法とする。
6. 非破壊検査は工事監理者が承認した信頼できる検査機関で行うこと。

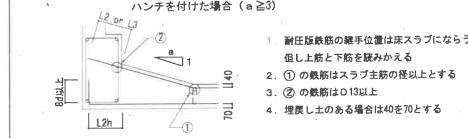
3. 杭・基礎 (配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること)

(1) 直接基礎

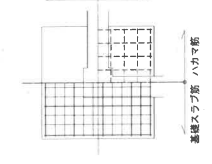
① 独立基礎



② ベタ基礎



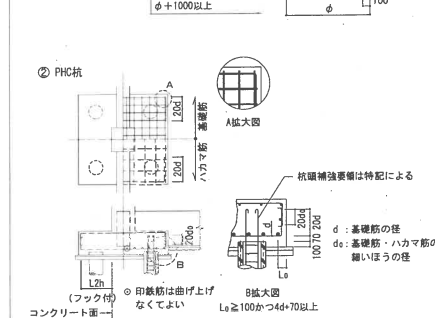
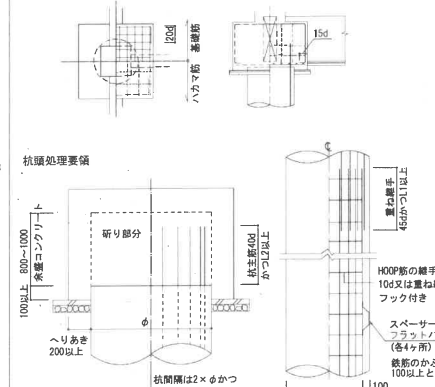
ハカマ筋 ハカマ筋のない場合



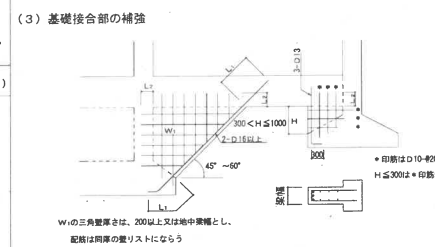
1. 耐圧鉄筋の継手位置は床スラブにならう返し上筋と下筋を眺めかえる
2. ①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3. ②の鉄筋はD13以上
4. 埋戻し土のある場合は40とする

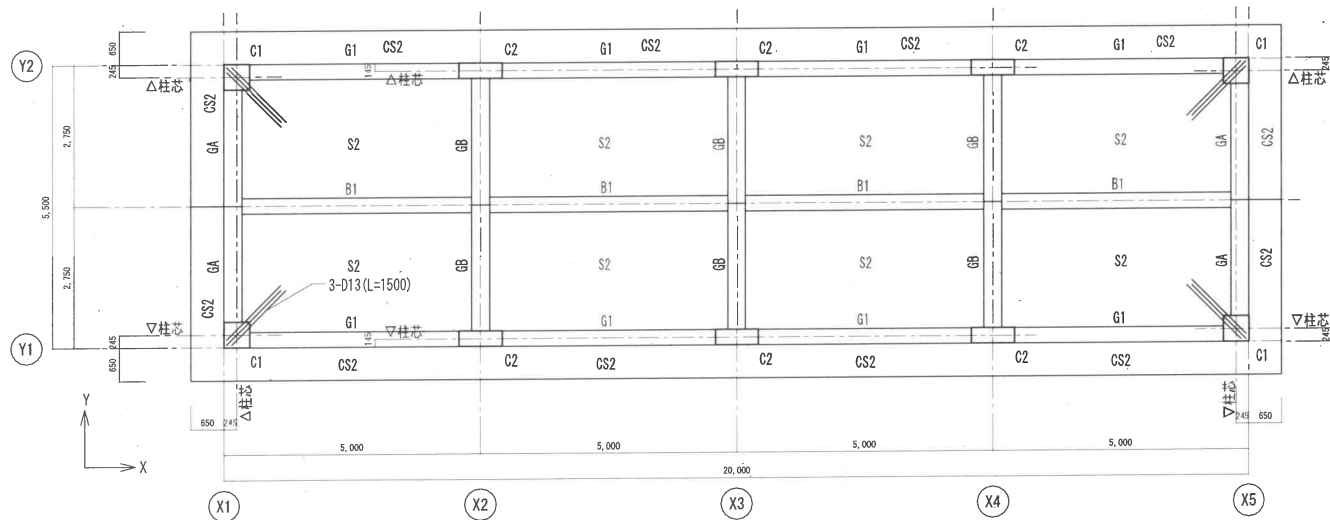
(2) 杭基礎

① 場所打ち杭



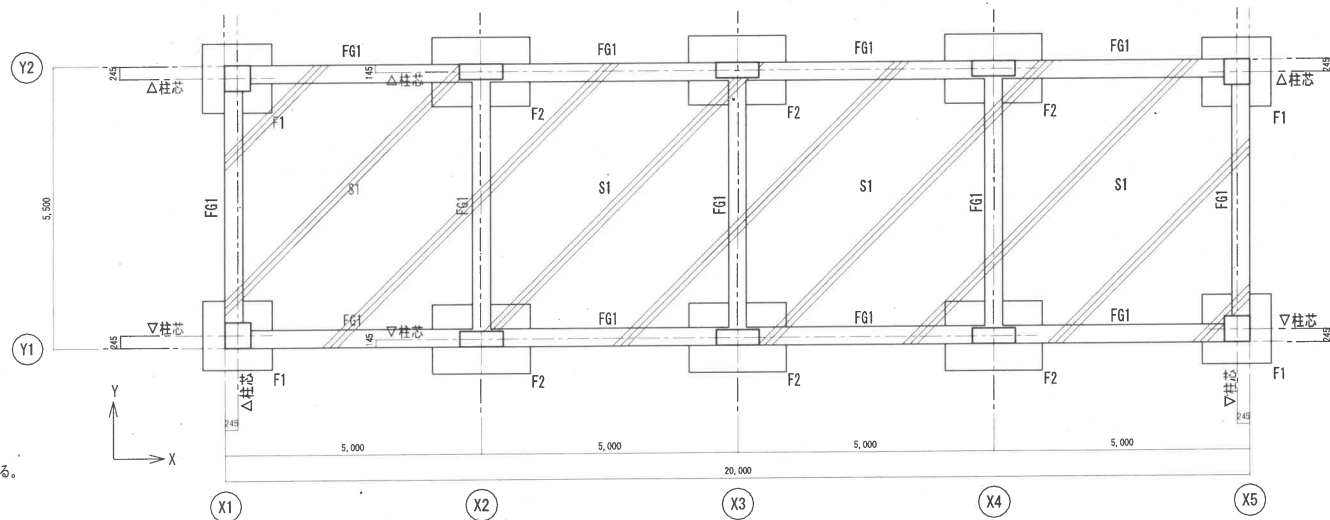
(3) 基礎接合部の補強





特記事項
 1、スラブ天端は軸組図による。
 2、大梁天端は軸組図による。

R階伏図 S=1:100

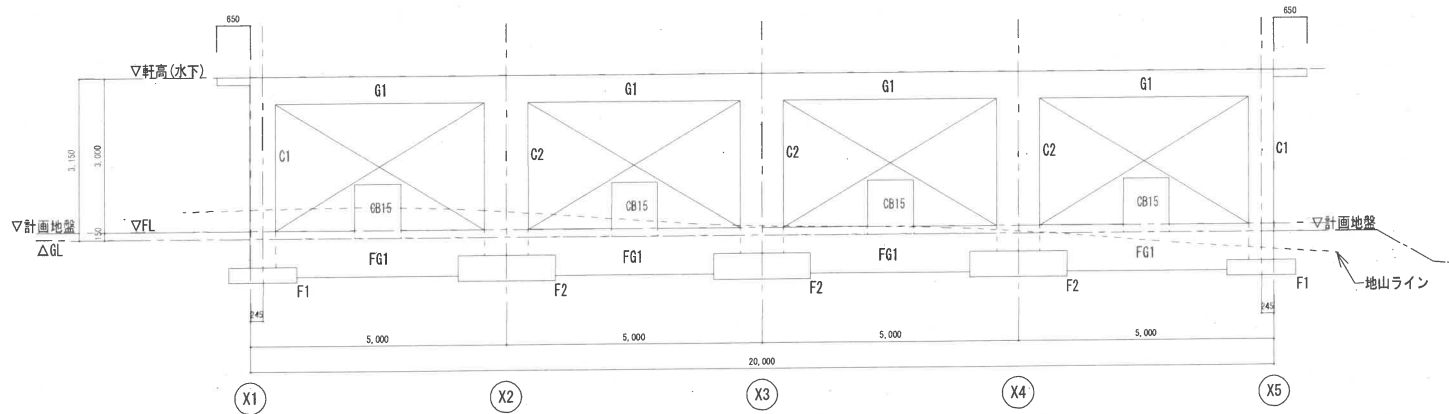


特記事項
 1、特記なき限りスラブ天端は GL+150 とする。
 2、特記なき限り大梁天端は GL+0 とする。

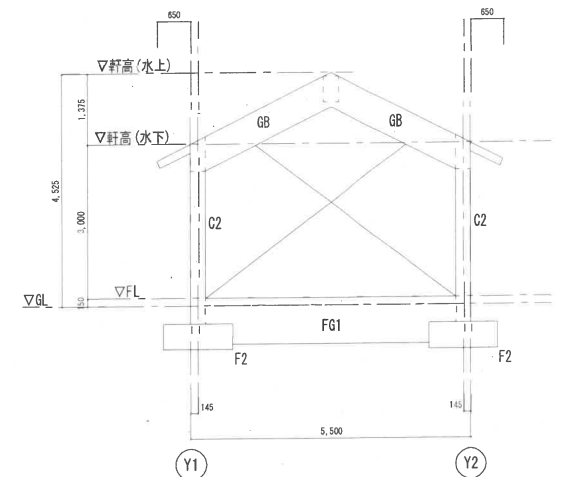
凡例
 S1 土間コンクリート

基礎伏図 S=1:100

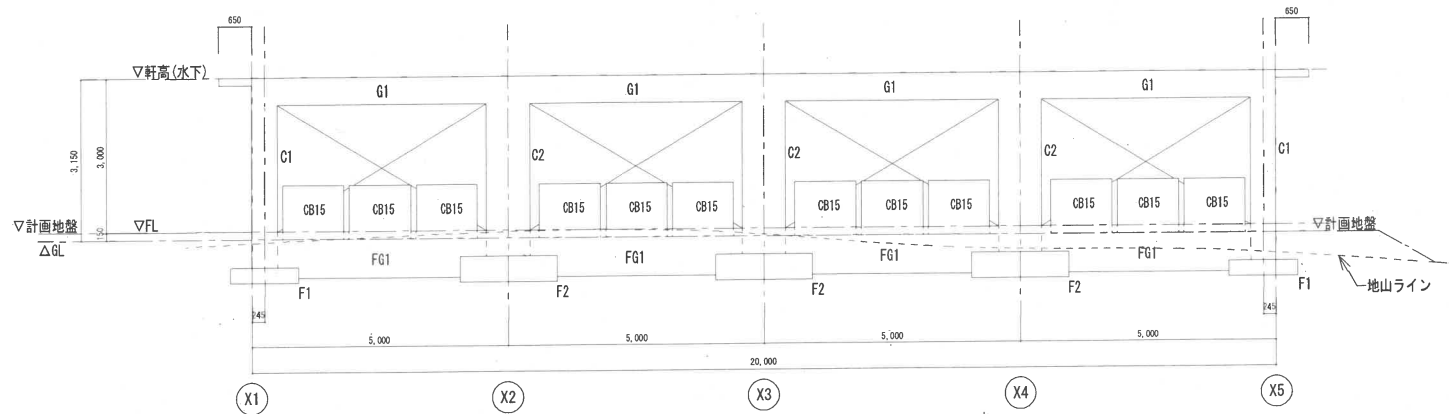
一級建築士 登録第235593号 杉田廣一



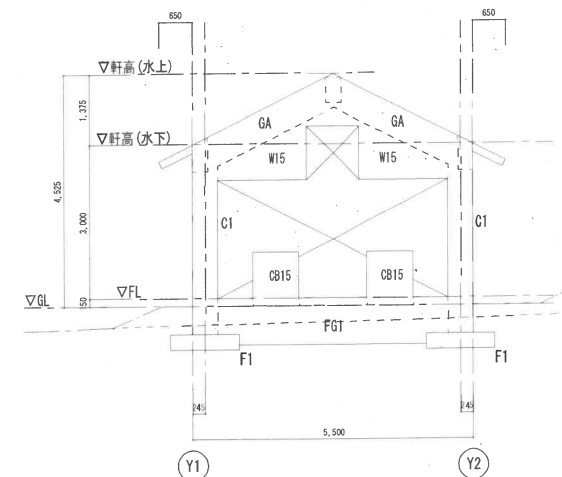
Y 2 軸組図 S=1:100



X 2 ~ X 4 軸組図 S=1:100



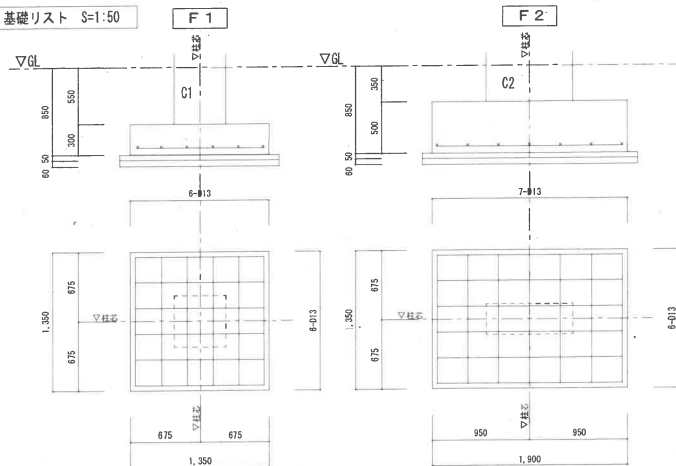
Y 1 軸組図 S=1:100



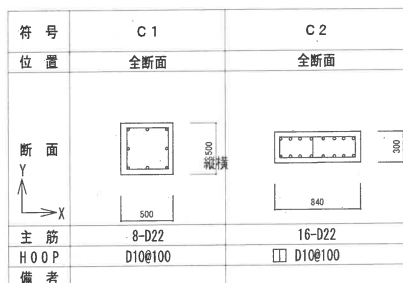
X 1、X 5 軸組図 S=1:100

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

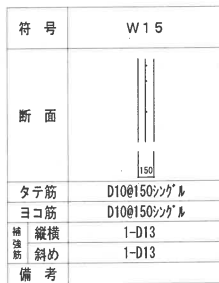
基礎リスト S=1:50



柱断面リスト S=1:50



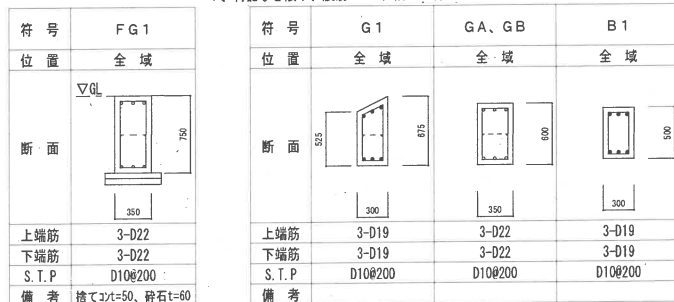
壁断面リスト S=1:50



梁断面リスト S=1:50

特記事項

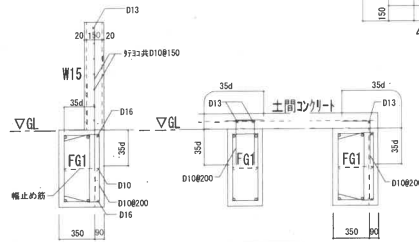
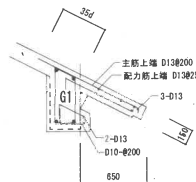
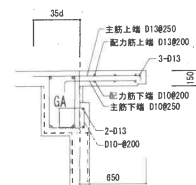
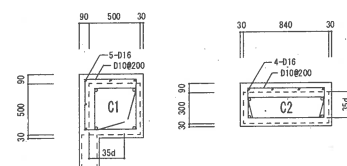
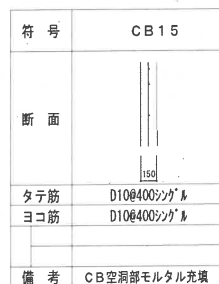
1、特記なき限り、腹筋2-D10、幅止め筋D10@1000とする。



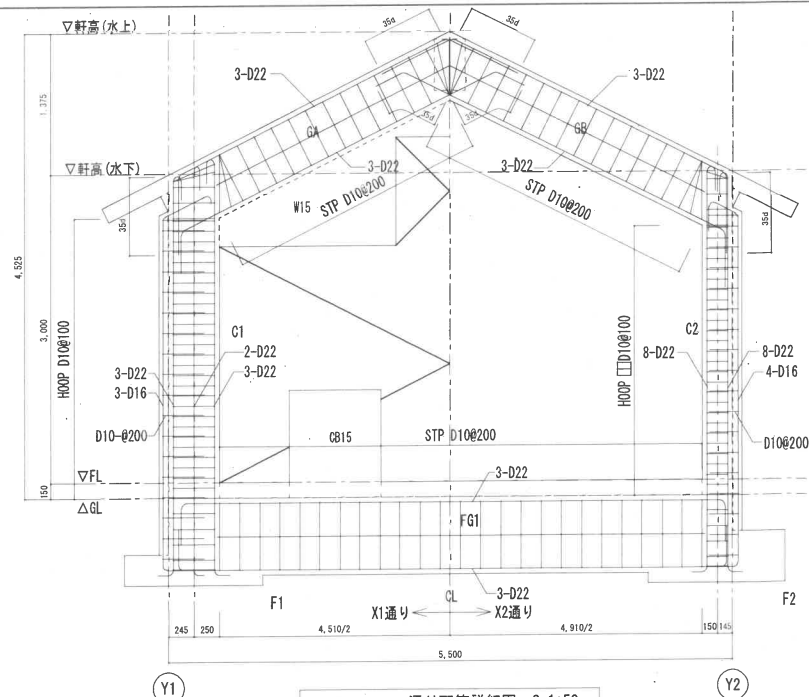
床版断面リスト



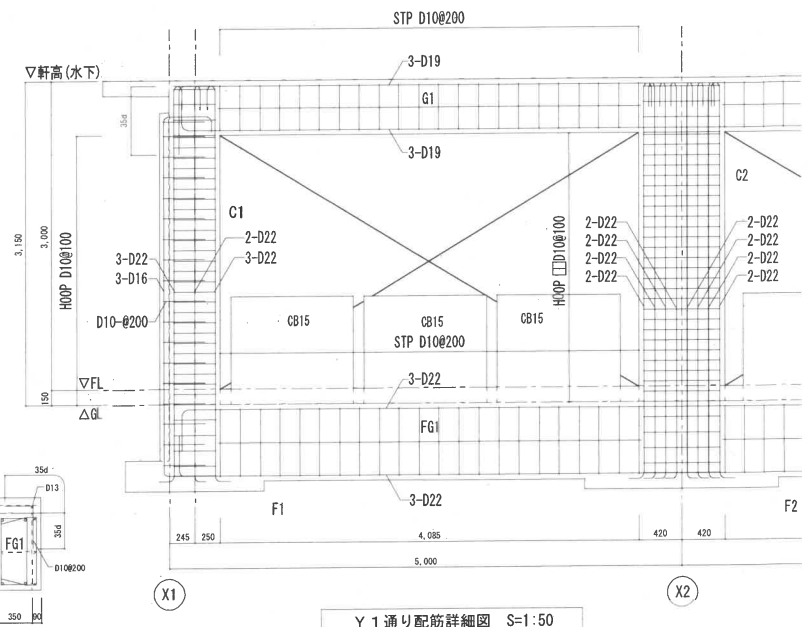
壁断面リスト S=1:50



雑配筋詳細図 S=1:50



X 1、X 2 通り配筋詳細図 S=1:50



Y 1 通り配筋詳細図 S=1:50

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

工事名称：国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

数 量 調 書

国立青少年教育振興機構

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1. 直接仮設						
遣り方		1.0	式			
墨出し		1.0	式			
養生	H=2.5	1.0	式			
整理清掃後片付け		1.0	式			
外部足場	くさび緊結式足場 手すり先行方式 高さ12m未満 3か月間	1.0	式			
脚立足場	2か月間	1.0	式			
小計						
2. 土工						
すきとり		11.4	m ³			
根切り	つぼ、布堀	104.0	m ³			
埋戻し	発生土	58.6	m ³			
盛土		1.0	m ³			
床付け	つぼ、布堀	140.0	m ³			
土工機械運搬	バックホウ1.4m ³ 程度 往復	1.0	式			
砂利地業	RC-40	9.1	m ³			
建設発生土敷均し		55.9	m ³			
小計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A D10	3.7	t			
異形鉄筋	SD295A D13	2.7	t			
異形鉄筋	SD295A D16	0.5	t			
異形鉄筋	SD345 D19	0.7	t			
異形鉄筋	SD345 D22	4.4	t			
鉄筋加工組立		12.0	t			
ガス圧接	D19 D22	1.0	式			
鉄筋運搬費	10 t 車	12.0	t			
小計						
4. 型枠						
普通型枠	合板 基礎部	128.0	m ²			
打放型枠	合板 B種 ラーメン構造	340.0	m ²			
スラブ先端欠きこみ		56.2	m			
梁型上部欠きこみ		51.0	m			
型枠運搬費	10 t 車	468.0	m ²			
型枠用支保工	運搬費共	1.0	式			
小 計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5. コンクリート						
捨てコンクリート	FC18-15	2.7	m ²			
基礎コンクリート	FC24-15	30.5	m ²			
土間コンクリート	FC24-18	16.7	m ²			
躯体コンクリート	FC27-18	61.0	m ²			
コンクリート打手間		1.0	式			
コンクリートポンプ圧送		1.0	式			
ポンプ圧送基本料金		1.0	式			
小 計						
6. 防水						
ウレタン防水（密着工法、非歩行用）		162.0	m ²			
小 計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7. 屋根						
下地調整モルタル	t=30	162.0	m ²			
小 計						
8. 左官						
床コンクリート押へ	金ゴテ仕上げ	141.0	m ²			
屋根スラブコンクリート押へ	直均し仕上げ	162.0	m ²			
屋根下地調整モルタル塗り	厚30	162.0	m ²			
腰壁ブロック積	CB120 H1000	18.0	m ²			
小 計						
9. 外構						
砂利敷	再生碎石R-40 t=60	84.7	m ²			
小 計						